


所管部課		都市建設部 土木課	部長	内藤 峰雄		
件名		東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市道路占用料等徴収条例				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由                      道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成25年政令第243号)、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第294号)が施行されたことに伴い、東大和市道路占用料等徴収条例の引用条項に号ずれが生じていること等から、当該条例の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正点                      ・別表中令第7条の号ずれを9箇所改める。                      ・条例第3条第1号の一部を削除。                      ・別表中「令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備」の項目を追加。</p> <p>(3) 施行日                      公布の日から施行する。</p> <p>(4) 効果及び影響                      特になし。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)                      文書課事前審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)                      占用料単価の改正については、今後も引き続き調査・研究をしていく必要がある。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)                      上記の条例を改正する議案を平成27年第4回市議会定例会に提案したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。